

字体の標準

標準の字体を確立するために、当用漢字字体表以前にどのような努力が払われてきたか、まず古くさかのぼってみよう。

中国では、われわれが今、楷書体として疑わないような毛筆の書体が、隋唐の間にはすでに成立していたわけであるが、あるいは敦煌の石室から得られた遺品の文字とか、あるいは日本に伝習された仏經の書き方とかを見ると、その1字1字の字体は、今日正字とか旧字とかいっているものとは違った形のものが多い。実用上では、すでにいろいろの字体が行なわれていたことは、6世紀の後葉、顔子推の『顔氏家訓』の中に次のように述べられていることで察せられる。

世の中の小学（文字・音韻・訓詁の学）をやる人は時代による変化がわからず、必ず小篆によって、書体を是正しようとする。が、すべて「爾雅」「三蒼」「説文」などが、ことごとく蒼頡（伝説上の文字の創設者）の本旨を得ているわけではない。やはり時代によって増減し、それぞれ異同があるのだ。また、西晋以前の字書が全部、いけないともいえないのである。ただ体例が確定して勝手なことができないのである。是非の校定は必ず筆画の変化を見なければならぬ。たとえば、「仲尼居」（「孝經」の首句）の3字のうち2字は正体ではない。「三蒼」によれば尼傍に丘を増し、「説文」によれば尸の下に几を入れる。こういったたぐいにはとても従い得ない。また、古は2字の区別がなく、多く仮借した。中を仲に仮借し、説を悦に仮借し、召を邵に、聞を閑に仮借した。こういったたぐいは、手数をかけて改める必要はない。だが、もともと訛謬のあるものはついには鄙俗の文字になる。たとえば、「亂」の旁を舌にし、「揖」の下に耳がなく、「龜鬣」の下部を龜にし、「奮奪」の上部は翟に、「席」の中は帯に、「悪」の上部には𠂔をすえ、「鼓」の右には皮を、「鑿」の頭には毀をつけ、

「離」は禹をつくりとし、「壑」は上を豁に、「巫」は従の旁と混同し、「阜」は澤の片方をとり、「獵」は獺に化け、「寵」は寵に変わり、「業」は左に片字を増し、「靈」の下を器字とする。「率」字はもと律という音があるのに、強いて別に改め、「單」字には善という音があるのに、強いて異なった字を作る。こういったたぐいはなおさねばならない。

わしはむかし、はじめて「説文」を見たころは、世俗の字をつまらぬと思って馬鹿にしていた。正しい字を書けば、人は読めぬかもしれず、俗に従えばその誤用が気になり、ほとんど筆を下すことができなかった。だが、経験を次第につむにつれて変通ということがよくわかってきた。今までの行き詰りが半ば救われることになった。本格的な文章著述には、すこしでも相互に関係あるものをえらんで用いるが、官署の文書、民間の手紙などは世俗に違わぬようにしてもらいたい。

(書証第17, 中国古典文学全集32歴代隨筆集, 高橋君平氏訳による。)

そして顔子推の孫の顔師古は、太宗貞観年間(7世紀前半)に、経本の定本が作られるために、勅令を受けて標準の字体を決定した。それが『顔氏字様』と呼ばれたが、ついで杜延業が『群書新定字様』を作って、顔氏の定めた範囲を広げたと見える。ただ、これらの字様は直接に今日には伝えられていないが、大暦9年(774)に作られた『干禄字書』は、顔師古の孫の顔元孫が編し、元孫の姪の顔真卿が筆を執ったもので、これらの字様を発展させたものであったろう。『干禄字書』は、はじめ湖州で石に刻まれたのであるが、後に蜀中にも模刻されたのがあるという。本としては宋の宝祐5年(1257)に陳蘭孫が湖州の刻石によって木版を起こしたのが広まっているが、それがしばしば転刻されるうちに、字体の大切な部分にも変化が生じていて、正しい伝承のなかなか困難なことを示している。

『干禄字書』は、俗・通・正の3体を分けて説く。その俗というのは、帳簿や文案や契約書や医薬の処方など、当座の用に用いられるもの、通というのは、以前から久しく用いられている字体で、上表・上奏などの上達文書や

官庁間の往復文書，書簡や判決書などに用いてよいもの，正というのは，根拠のある字体で，著述・文章・対策・碑文などにはこれを用いなければならない。いくらか例を示すと，

「聡聰聰」の三つの字体は，つくりの部分が問題になるのであるが，第1と第2は通，第3が正である。

「虫蟲」は，第1が俗，第2が正である。

「翻翻」は第1が通，第2が正である。

「床林牀」は第1が俗，第2が通，第3が正である。今日の目からすると，変わった形のもの，今日は必要でない文字もあるが，今日の形が由来の古いものであることを示すものがある。

『干祿字書』は，その名のごとく，官吏に登用されることを求めている人人への指針として作られたものというべきであるが，つづいて大暦11年（776）に張参の『五経文字』，さらに開成2年（837）これに増補する唐玄度の『新加九経字様』が作られた。これは，実用の世界はともかくとして，五経もしくは九経という，教学の根本図書に用いられている文字の字体を確定するものである。元来，唐では，文字の標準として，許慎の『説文』やそれを呂忱が補った『字林』，蔡邕が光和6年（183）に洛陽の大学の門外に立てた『石経』（魏の時，別に古文・篆・隸の3体を示した三字石経がある。）のような，古い書体で書かれたものを標準にしていたのではあるが，俗体や通体の文字が普通に行なわれていると，経典の伝写にも，そのような由緒の正しからぬ字体が使われやすくなる。そこで，これらの書は，まさに経書における楷書の字体の標準を示したのである。しかし張参らは，必ずしも古体を墨守せず，『干祿字書』の場合と同様に，楷書として変化の久しく，通用の固定しているものはあえて採用している。

「攜」について，変化してきた「攜」や「携」を皆非なりとし，「挾」について「挾」を訛なりとしているが，「食」については，『説文』が「亼」と「𠂔」とで示しているものを『石経』によって「食」とし，さらに，へん

になった場合にはまた1画を省いて「食」とする。「明朧明」では、第1が古文、第2が説文、第3が石経の字体であるが、その第1をとることにし、「搖搖」は左が説文であるが、隷書において転じた右の形を認めている。

中国ではこの後、『干祿字書』等の实用正字書の流れを受けた『字学七種』の類に至る諸書、必ずしも正字の根拠を明らかにしないものと、また『復古篇』^{へん}というような名で、篆文にもどって正体を示そうとするものの流れを受けた諸書とがあり、『会玉篇』とか『龍龕手鑑』^{りゅうがん}とか、『正字通』『字彙』^いとかの字書類が、すべて字体の正俗をしるしたが、『康熙字典』に至って、その親字として掲げられた字体が、「字典体」として以後長く標準の権威をもつようになった。

『干祿字書』『五経文字』『九経字様』あたりまでは、楷書として変化した形を、ある程度は認めたのであるが、その後は、説文学、字源主義によって正字が考えられたので、それらの影響のもとに作られた旧活字の明朝体は、ある点では、『康熙字典』よりもさらに復古的な点があるように見えるくらいで、せっかく8～9世紀のころに定まった筆写の基準というものから離れることになったのである。

日本でも、字書に字体の正俗を示したものは、古く『新撰字鏡』^{せん}『類聚名義抄』^{るいじゆ}『字鏡集』『字鏡』の類があるが、字体を正しくするという点での主張が見られるようになったのは、江戸時代にはいつてのことと思われる。その代表的なものは、次のようなものであろう。

一心院響誉の『刊謬正俗字弁』^{びゆう}(寛延元年(1748)刊)「漢字は1点1画の違いで意義を異にするものがあるから、字形は正さなければならぬ。『干祿字書』には正通俗を分けるが、通俗は用いないにこしたことはない。ことに日本では楷書を用いるのであるから、努めて正字を用いるべきである。もちろん極細字には略体を用いてよいが、経典や金石に俗字を用いてはならない。」——これが響誉の考えの大体である。そしてこの書では、主として『正字通』『康熙字典』ことに前者によって、字画を正したといている。実際にあげ

たのは、66種 310字である。復古主義で、すでに通用している楷書の字体を改めている点が多い。

太宰春台の『倭楷正訛』(宝暦3年(1753)初刊という。)は、誤った字体を示すもの286字、根拠ある古体ではあるが用いないほうがよいもの29字、省文すなわち細字のための略体273字、日本出来の用いてならない略体15字を収める。その考えの大体は次のようである。——書の根本は楷書にある。日本では古く楷書のみであったが、近年、国字(かな)や俗字が盛んになり、また行草だけを習うものができ、正しい楷書の法が失われた。俗字にも種類があるが、中国人の例にないようなはなはだしいものだけをこの書で正そうと思う。——実用のためのものではあるが、中国人の例を規準にしているところが注意される。

これらになお、新井白石の『同文通考』(宝暦10年(1760)刊)や、松本愚山の『省文纂考』(寛政11年(1799)例言)などが加えられよう。他の多くのけいもう的(けいもう)正字書については、ここには略することにする。以上述べたことに関して参考書をあげるならば、

胡 撲 安 中国文字学史(中国文化史叢書第1輯)(民国26年, 1937, 商務印書館)

平岡武夫 漢字の形と文化(ハーバード・燕京・同志社東方文化講座第14輯)(昭和34年, 1959, 同委員会)

広島大学国語学研究室 校本干禄字書(昭和36年, 1961, 同研究室)

山田忠雄 当用漢字の新字体—制定の基盤をたづねる—(昭和33年, 1958, 新生社)

明治以後、国語国字問題が国家の中心で論議されるようになってから、字体の標準を確立することが、教育の問題、簡素化および統一の問題としてとりあげられることになった。具体的に教科書の上でどのような統一が行なわれたかについては、筆者は調べていないが、公の機関で字体に関する研究がなされ、標準が示されたのは、明治41年(1908)国語調査委員会編纂の『漢

字要覧』が最初であろう。

『漢字要覧』の第2章は「漢字ノ變遷及ビ字体」であるが、古文、籀文、小篆、隸書、^{はつぶん}八分、章草、行書、楷書、草書の9種について變遷を略説したのち、次のような意味を述べて、具体的に字体の標準を示している。

漢以後、文字の数が次第にふえ、康熙字典に至って最大となったのは、後世の新字を取めたからだけでなく、同一の文字で字体の異なるものをすべて列挙したのがおもな原因である。かつ、字画の繁簡によって筆写の便不便にすこぶる差のあることであるから、字体の異同は、つまびらかにする必要がある。

楷行草3体の行なわれるようになってからほとんど二千年、楷書がその主要なものではあるが、楷書でも多少の變遷がないわけではない。六朝には六朝の字体があり、隋唐には隋唐の字体があつて、字画の増減、筆法の同異など、実に紛然としている。後世の学者は、いろいろと文字の正俗、本字、うそ字を論ずるものが少なくないが、上古以来の字体の變遷は上述の通りであつて、いずれを正とし、いずれを俗とするか、いずれを本字としていずれをうそ字とするか、きめられるものではない。要するにしんしゃく變通して、現代実用上の便宜にあうようにすることである。しかし、いたずらに略体俗體の変化に任せて支離滅裂、統一がなければ、かえって記憶に不便になる恐れがある。ゆえに、今、世間通用の文字の主要な楷書の字体について、統一を害しない限り、なるべく字画が簡易で筆写に便利なものを取る方針で、これを2類とし、正体と別体とに區別して取捨の標準を示せば、次のごとくである。ここで正体とは、説文、干祿字書、康熙字典等で普通に正字としたもの、別体とは同じく古文、本字、省字、通用字、今字、俗字、訛字等、すべて普通に正字としていないものをいう。

この第1類は、別体を用いて妨げないもので、〔当用漢字だけについてあげる。括弧内が正体〕

礼(禮) 仏(佛) 劍(劔) 厯(歷) 画(畫畫) 万(萬)